

# 12月のほけんだより

2021年11月30日

あさひ保育所



## 薬の対応について



主治医から投薬された薬は、本来は保護者の方が与薬するものですが、やむを得ず保護者が与えることができないときは、保護者から依頼を受け所定の連絡票を受け取り、協力させていただいています。責任を持って慎重に対応していくため、次の事項について趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

- ① 保育所での与薬は「薬の連絡票」に基づき対応します。
- ② 「薬の連絡票」は、各家庭にお渡しします（自宅で記入をしてください）。
- ③ 「薬の連絡票」の枠内すべての記入をしてください。
- ④ 「薬の連絡票」と一緒に保育士に手渡しや連絡帳に挟んでください（連絡票のない薬の与薬はできません。服用せずにお返しします）。
- ⑤ 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・アトピー性皮膚炎などの経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うと共に、相互連携が必要です（指示書または意見書を提出してください）。
- ⑥ 受診した時に『保育所に通所していること』を伝え、以下のことを主治医に相談してください。

※1日2回の薬にすることは可能ですか？

⇒朝晩自宅で服用してください。

※1日3回の薬なら、朝・帰宅後・寝る前にすることは可能ですか？

⇒降園後自宅で服用してください。



### 《お預かりする薬について》

- ① 医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬（市販薬等）は対応できません。
- ② 持参する薬は、少なくとも一度は保護者が飲ませた薬にして下さい（初めて飲む薬は対応できません）。
- ③ 薬（粉薬・水薬）は1回分ずつ持参してください。  
※水薬は小さな容器に移してください。
- ④ 薬袋・容器にも組と名前を記入してください。
- ⑤ 解熱薬・座薬・鎮痛剤・吸入は原則として、お預かりできません。  
（疾患により所長・看護師と要相談）



★体調がすぐれないときは、集団生活はお子さまの負担になることがあります。  
身体を休めることが大切です。